経験世界のヒューム的再構成（三）

伊　勢　俊　彦

第三章　裏返しの経験論、因果理解と感情的反応

前章[1)]では、力とその行使についてのヒュームの議論の検討をつうじて、「裏返しの経験論」とも言うべきものの可能性を示唆した。所有にかんして、力が行使され、人と対象のあいだに知覚可能な関係を生み出すことがなくても、力の観念が成立することをヒュームは認めている。同じことは、人の行動の場合にもある程度当てはまり、どんな人でも、反対の具体的な証拠がない限り、どのようなことでも、それをなす力がないとは言えないと考えられる。こうした場合、原因と結果の関係は、それを確証する経験が実際にある場合に、というより、それが経験によって排除されない限りにおいて、意識的な反省なしに想定されているように見える。こうして示唆されるのが「裏返しの経験論」という議論の道筋である。

この見方によれば、日常的な思考の多くの文脈において、原因と結果の関係は、それを確証する経験が実際にある場合に、というより、それが経験によって排除されない限りにおいて、意識的な反省なしに想定されている。所有について言えば、個別的な対象の所有に伴う因果的力の想定は、多くの場合、具体的な根拠を欠いており、それらは、人とその対象との知覚可能な関係の反復にもとづいて認知されるというより、人が身の回りの物件について、具体的な障害が意識されない限り、自分の自由にできるという一般的な想定の一部として、無反省かつ無意識に日常的な思考と行動の前提となっているのである。

ここで提示する因果認知の見方は、経験の積み重ねによる確証よりも、未確証の推測が経験によって反駁され、新たな推測が提示される過程を通じて理論が変化するという、反証主義の図式に類似するように見えるかもしれない。しかし、ここでの見方によれば、経験によって覆されるのは、創造的な知的活動が生み出す理論的仮説というより、周囲の世界への無根拠な信頼から出発した、漠然とした想定である。それを覆すのは、理論の反証のために工夫された実験というより、日常の行動の中で起こる予期せぬ事態である。ここでは、経験が知識を構成する建築ブロックを提供するのではなく、経験は、人間の行動が依存している漠然とした想定群から不具合な部分を削り取っていくことによって、思考の特定の形を規定する。

本章では、この「裏返しの経験論」のさらに具体的な特徴づけを試みる。日常的思考の根底にある前反省的な想定そのものは、通常は明示的な意識の対象とならず、その存在を指し示すのは、それを裏切る事態の発生であり、とりわけそうした事態に対する感情的反応である。本章ではそのことをまず、正義に伴う道徳感情にかんするヒュームの議論の検討に即して明らかにする。そして、前反省的想定とその裏切り、それに伴う感情的反応という図式が、正義の規則を成り立たせる合意（convention）に即しても見て取れることを確認する。本章はその後に、自分の身体の運動や、身近な物体とのかかわりでの「自分の力」の理解について、大まかな描像を示すことを試みるが、そうした理解のあり方を示す手がかりは、やはりその理解を裏切る事態への感情的反応にあることが確

認されるであろう。

所有の観念と道徳感情

前章でも見たように、ヒュームによれば、所有は「特定の種の因果性」であり、かつまた、誇りの情念を生み出すすべての関係のうち「最も密接なもの」と見なすことができるという。（T 2.1.10.1; SBN 309f.[2]）こうした叙述は、『人間本性論』第二巻だけでなく後年の「情念論」でも繰り返されており、ヒュームが因果性としての所有を一貫して重視していることを示す。（Hume 2007b, p. 13, 下川 1994, p. 39, Susato 2015, pp. 47f.）

ところが、『人間本性論』第三巻第二部の第四節ではこう述べられる。「ある対象の所有は、それが何らかの実在的な、道徳や心の感情と関連がないものとされるときは、完全に感覚不可能な、考えることさえ不可能な性質である。また、所有が固定しているとか移転するとかいう判明な観念を形成することもできない。」（T 3.2.4.2; SBN 515）同様の叙述は第六節にも見られる。「「所有」と呼ばれるこの性質は、ペリパトス派の哲学が言う想像上の性質の多くと同様のものであり、道徳感情と分離して考察されるとき、主題をより精確に探査すると消え失せてしまう。」（T 3.2.6.3; SBN 527）

このように、所有が知覚可能な、「外的な」性質や関係に存するのでなく、それに代わって所有を成り立たせるものが道徳感情であることはすでに前章で見た。ここでは、所有と道徳感情、つまり、徳を称賛し悪徳を非難する感情との関係についてさらに詳しく見ることにする。そこで注目するのが、正義の感情が、通常、非明示的で主題化されないままにとどまるという性格である。

所有にかかわる道徳感情の明らかな例としては、他人の所有物に手を出す行為を不正義であるとして非難する感情が考えられる。不正義という悪徳に非難が伴うとすれば、正義という徳にはそれに対応する称賛が伴ってしかるべきであろう。理屈の上ではそう思われる。しかし、他人の所有物に手を出さないというのは、他人の所有物に手を出すように仕向ける強い動機が具体的に存在して、なおかつそのような不正義を働かないという場合でなければ、ことさらに称賛の念を引き起こすようなことではないであろう。とすれば、所有が当たり前に成立しているときに、それを成り立たせている道徳感情とは何だと考えればよいのであろうか。

この場合の正義の感情とは、不正義を非難する感情に対応するような、はっきりと感じられる性質を持った心的エピソードというよりは、不正義を非難する感情の背景にあって通常は明示されない何かであろう。人が何らかの物件を自らの所有として扱っているとき、他人がそれに手出しをしてくることは強い感情的反応を引き起こす。これに対して、他人が自分の所有物に手出しをしてこないことは、特段の感情的反応を引き起こすわけではない。他人が自分の所有を侵害することに対して感情的に反応することは、当然のことに、その侵害という個別的な行為を対象とする、表象的な内容を持った認識を前提とする。これに対して、所有の侵害を受けないことに安んじている状態は、所有の侵害の不在を前提とすると言えるとしても、所有を侵害する個別的な行為の表象を必ずしも必要としない。

この事態は、ヒュームの用いる印象と観念という語法によれば、つぎのように言い表わすことができる。ヒュームは感情が反省の印象であると考える。反省の印象は、表象的な内容をもった観念が原因となって生じるはずである。しかし、所有に伴う道徳感情には、他人からの侵害の可能性が具体的に想定されないかぎり、それを引き起こす表象的内容をもつ観念が存在するとは考えられない[3]。

してみると、所有を成り立たせる道徳感情とは、意識的な感じを伴った心的エピソードというより、明らかな意識を伴わない前反省的態度であり、それには、所有者と対象の可感的関係の表象も、所有を侵害する他者の行為の表象も、必ずしも伴わない。所有を侵害する他者の行為がはっきりと感じ取れる感情的反応を引き起こすとき、この前反省的な態度の存在がはじめて露わになる。

所有の侵害によって明るみに出るこの前反省的で非明示的な態度は、因果的な力としての所有という、同様に前反省的で非明示的な想定を指し示す。ある物を所有するとは、その物を自由に使用する因果的な力を持つということである。そして、この力が想定されるために、必ずしも物に対する特定の可感的関係が現前する必要はなく、単に、自分が好きなように、物を「動かし、手を加え、あるいはこわす」（T 3.2.3.7; SBN 506）ときに、何ら「障害」（ibid.）に出会わないであろうと考えられるだけでよい。こうした「障害」として最も蓋然性が高いのは、自分と物とのあいだに力ずくで割ってはいる他人の振る舞いである。物を手の届かないところへ運び去っていく、風や水の流れや大地の揺れ動き等の自然現象もあり得ないとは言えないが、こうした予期せざる現象は、所有の成立にかかわる社会的関係の埒外の事柄である。自然は人間のあいだの所有の区別に一切頓着しない。これに対して、ある人が自分のものとみなす物に他人が手を出すのは、その人の所有物を奪い自らの所有物となそうとする行為である。他の人々が自分と自分が自分の所有とみなす物とのあいだに割り入ってくるという「障害」は、それについてあえて主題的に考えてみれば、まったく不可能ではないというだけでなく、ある程度の蓋然性を持つ。しかし、ある物を自分の所有とみなしている状態では、通常、このような「障害」に主題的に注意が向けられることはない。そこでは「障害」の不在が前反省的に想定されている。人と所有物とのあいだの関係、その関係への他人の介入の不在についてのこうした前反省的、非明示的な想定の上に、他人の介入の不在を当然とする前反省的、非明示的な態度が成立する。こうした前反省的、非明示的な想定と態度が背景にあることによって、自分の所有を他人が侵害したときの、さらには、自分以外の人の所有を別の人が侵害したときの、明らかに感じられる非難の感情が生じる。

以上のような事情を踏まえるとき、この場合の所有という因果性の観念はいかなるものであり得ると考えられるであろうか。それが人と対象のあいだの可感的関係を必ずしも含まないことはすでに見たとおりである。それにもかかわらず人が対象に対して因果的な力を持つとは、その力を行使する意志が生じたときに、行使に対する障害が生じないであろうということである。しかし、こうした障害の不在という想定は、通常、あり得る障害についての具体的な観念を含まない。どのような障害があり得るか、具体的に考えられているときは、すでに、所有の安定に対する脅威が生じている。人が、自分の物に他人が手出ししてこないことを当然と思っているときは、誰がどのように手出ししてくるか、思いを及ばせることはない。こうして、所有という因果性の観念は、その具体的内容を問われたときになんとも答えようがないような、つかみどころのないものである。ヒュームの言う、所有の観念の不完全さとは、このような事態を指し示している。

正義の感覚を生じさせる印象とはなにか

ヒュームが印象について語るところで、意識的な感じを伴った心的エピソードが想定しがたく、明示的に意識にとらえられない前反省的態度があるのみであり、それがあたかも対象的に現前すると思われるのは、その前反省的な態度を揺るがす事態に対する感情的反応との対比のみによる。こうした事情は、正義の起源とされる「合意」の場面においても見いだすことができる。

「正義と所有の起源について」と題する『人間本性論』第三巻第二部第二節は、前半で「正義の諸規則が人々の人為によって確立される仕方」を、後半で「これらの諸規則の遵守や違反にわれわれが道徳的美醜を帰属するよう決定づける諸理由」を論ずる。（T 3.2.2.1）前半の締め括りの部分（第十八～二二パラグラフ）では「人々が利己的であり、心の寛さが限られている上に、人間の必要に対して、自然の与えるものが少ない、ただこのことから、正義はその起源を得る」という命題のいくつかの帰結が示され、それによってここまでの議論がさらに補強されると言われる。（T 3.2.2.18）この中で述べられるのが、「正義の感覚は、われわれの観念ではなく、印象に基礎を置く」（T 3.2.2.20）ということ、そして、「この正義の感覚を生じさせる諸印象は、人の精神に自然なものではなく、人為と人間の合意から生ずる」（T 3.2.2.21）ということである。この印象は、「私自身を正義の諸規則に従わせる動機」（T 3.2.2.22）とも言われる。

第二二パラグラフでは、前章でも見た第十パラグラフでの「合意」についての議論と重なる内容が述べられる。「（正義に従う行動の仕組みが全体としてもたらす）この利益に、社会のすべての成員が気づき、すべての人がこの気づきを仲間たちに向かって表出するとともに、それによって自らの行動を正そう、ただし他の人たちも同様のことを実行するという条件で、という、自分のなした決意を表出する。これ以上何も必要とせずに、このうちの誰であれ、最初の機会があれば、正義の行ないを実行するように導かれるであろう。これがほかの人々に対する手本となる。そしてこうして正義が一種の合意ないし一致によって確立される。」（Ibid.）

この最初の「正義の行ない」とはなんであろうか。このパラグラフの前半では、正義の行ないが単独で、他と切り離して考えられるときには、公共の利益や当事者の私的な利益に反する場合があることが語られる。ヒュームが言いたいのは、正義の諸規則が社会やその成員に利益をもたらすのは、社会の成員が一致してそれに従うという全体のしくみとして考えられる場合のみだということである。ヒュームが挙げる例では、有徳で心の寛い人物が、吝嗇漢や偏狭な煽動者に大金を返すのが公共の利益に反し、また、誠実に約束を果たすことで当人が自らの利益に反して困窮する。しかし、金を返すということが、正義の諸規則のシステムを起動させる最初の行ないではありえない。返すためにはまず借りなければならないが、金を借りるという行為は、すでに所有と権利の概念を前提とする。正義の諸規則がすでに効力を持っている状態でなければ、金の貸し借りというやりとりは成立しない。結局ヒュームは、社会の成員にとっての手本となる最初の正義の行ないの例を具体的に示していない。

前章では、ヒュームが「合意」を説明するために用いる一艘のボートのオールを引く二人の人という例（T 3.2.2.10）は、本来可視的、可感的な内容をもたないものを何とか可視化するための比喩にすぎないことを指摘した。現在検討している箇所でもヒュームは同様のトリックを用いている。正義の諸規則にしたがい、社会の成員がおたがいの所有に手を出さないでいる通常の状態では、正義の行ないという目に見える出来事は生起しない。正義の行ないとしてありありと想像できるのは、正義の諸規則に違反する動機が存在するときに、人があえてそれに逆らって誠実に振る舞うような場合である。こうした行為に対する称賛の感情は、それに違反する行為に誘う強力な動機の理解が一方にあって成り立っている。ヒュームは、「正義の感覚を生じさせる印象」を説明すべきところで、正義の諸規則に対する違反が生じる具体的な危険に対する感情的反応に言及する。このことによって、正義の諸規則のシステムを起動させる行ない、それが引き起こす印象が示されたように一見思えるのだが、実は、正義のシステムが正常に作動している状態では、正義の諸規則への違反の可能

性が具体的に想定されず、それに対応する意識的な感じを伴った反応、すなわち印象も不在なのである。

因果性と自分の力

ここまで行なってきた、ヒュームによる所有の議論の検討は、因果性一般についてのヒュームの説明の理解のあり方にどう影響するであろうか。所有が因果性の一種であることについて、ヒュームは強い確信を示している。また、所有の問題はヒュームの正義論で中心的な位置を占めている。であるとすれば、因果関係としての所有をカヴァーする因果性の説明がなければならないであろう。しかし、ヒューム自身の因果論は、通常理解されるような仕方では、この役割を果たすのが難しいように見える。ヒュームの因果論の通説的理解は、おおざっぱに言えばつぎのようなものである。因果関係が見出されるところには、二種類の対象のあいだに恒常的な近接と継起の関係があり、この近接と継起をくり返し観察することが、一方の対象から他方の対象へと移行するように精神を決定づける。これに対して、所有にかんしては、力が行使され、人と対象のあいだに知覚可能な関係を生み出すことがなくても、力の観念が成立することをヒュームは認めている。同じことは、人の行動一般にもある程度当てはまり、どんな人でも、強力な反対の証拠がない限り、どのようなことでも、それをなす力がないとは言えないと考えられる。

こうした、現実の行使や行使の蓋然性を伴わず、さらに場合によっては行使の可能性さえ伴わない力の観念をヒュームが最初に問題にするのが情念論の文脈なのは、それが誇りの情念の原因になるからである。誇りの原因は、誇りの対象である自己と結びつき、誇りの情念自体の快さとは別個の快を与える何らかの事情である。したがって、このような力がまず問題となるのは、それが自分自身の力である場合である。自分以外の人間の力が問題になるとすれば、それは、他人の力が、自分の力の行使を妨げる可能性があるからである。この事情は、正義論の文脈での所有についての議論から見て取れる。たとえ実際には決して行使されない力であっても、その力が与える喜びは、他人の行動についての一定の予期にかかっていることは、前章で吝嗇漢の例について見たとおりである。

一方、因果的な力が自分の力である場合にとくに重要であるという事情は、誇りの情念についての議論に限られるものではない。原因と結果についての推理の日常的思考における主な役割が、ヒュームの考えるように、目的に適合した手段を見出すことであるとすれば、一般的に、自分の目的に適合した手段を取る力を自分が持っていることは、因果的な思考が実際的な意義を持つための重要な条件であると言える。

ただし、ここで注意しなければならないのは、力が、現実に行使される以前に、自分のものと考えられ、誇りの情念を引き起こすというとき、この誇りの情念とは、必ずしも明示的に意識される心的エピソードではないということである。上で、所有に伴う道徳感情や、正義の感覚を生じさせる印象に即して見たとおり、ヒュームが感情や印象について語る多くの場合に、そのような心的エピソードが想定しがたく、あるのはただ、意識に上らない前反省的態度であり、この前反省的態度の存在は、その態度を揺るがす事態が引き起こす感情的反応によってはじめて明るみに出される。こうした事情が、自分の力の想定を軸とする日常的な因果性の理解においても幅広く見出されるのではないか。以下、こうした見込みのもとに、自分の身体の運動や、身近な物体とのかかわりにおける因果性の理解のあり方を検討する。

自分の力と習慣的なもの / 前習慣的なもの

自分の持ち物を自由にする力があるとか、自分の持ち金を自由に使って物やサービスを手に入れる力があるという想定を、子どもは、知らず知らずのうちに身につけながら成長する。

子どもは、親あるいはそれに代わる養育者からいろいろな物や小遣い銭をもらい、もらった物については、食べ物であればそれを食べ、おもちゃであればそれで遊ぶのを妨げられない。また、小遣い銭については、それで菓子を買ったり、アーケードゲームで遊んだりするのを妨げられない。何度かこうした経験をすれば、子どもが、自分自身の力が及ぶ、自分自身の物という観念を身につけるのに十分であろう。

このように言うと、これは、経験の反復によって生じた習慣による因果性の想定の事例であるように思われるかもしれない。しかし、ここに見て取れるのは、習慣的なものの働きというより、習慣に先立った、前習慣的なものの働きである。私はそう考える。

自分に何らかの力があるということは、その力の行使を妨げるものがないということである。そして、力の行使を妨げるのが具体的に何であるかは、そうした障害が現実的に起きそうにならないかぎり、特定されることはない。子どもが、自分の持ち物や持ち金を自由にできることを疑わないということは、自分の力の行使を妨げるもの、なかでも、大人による介入や禁止がないと決めてかかっているということである。しかし、子どもが大人に対して抱くこうした予期ないし信頼は、経験から来る習慣として身につけるというより、はじめからデフォルトのポジションとして、経験や習慣に先立って採用されているのではないだろうか。

子どもが経験によって学ぶのは、自分に何をする力があり、何ができるかというより、むしろ何ができないか、何をしてはならないかなのではないか。たとえば何らかの食べ物が自分のものとしていったん与えられても、それをもてあそんだり、食べずに捨てようとしたりすれば、それをくれた大人から制止され、場合によっては制裁を受けるであろう。自分が手にした小遣い銭も、たとえばそれでタバコを買おうとした場合、コンビニのレジで拒絶に合い、場合によっては親や学校、さらには警察に通報され、叱責や処罰を受けるであろう。こうした経験を通じて、子どもは、自分に与えられた自由と力がいかなるしかたで制約されているか学ぶと考えられる。

このような経験による学習の場面でも、上でヒュームのテクストに即して示したような、前反省的な態度の揺らぎによる感情的反応が、その態度のもとにあった前反省的な想定を明るみに出すという図式を見出すことができる。子どもが、大人から行動の制約をつうじて、何をしてはならないかを学ぶとき、身につけることを期待されているのは、なすべきでないことに対する、適切な感情的反応であろう。何をなすべきであり、何をなすべきでないということは、ヒュームによれば、そうした行為がわれわれに与える感情の問題である。無論、子どもが成長する過程では、単に大人から禁止されていることに禁忌の感情を持つだけでなく、なしてはならないことはなにゆえになしてはならないか反省し、道徳感情を陶冶していく必要がある。しかし、してもよいこととしてはならないことの区別が最初に学ばれるのは、自らの行動に対する大人の介入や禁止に、感情的に反応することをつうじてであろう。

自分に与えられた自由と力の限界を知るということは、逆に言えば、その限界の中では、自分の力を自由に行使できるということでもある。一定の領域の中で、人、とくに自分自身と物件がどのようにかかわり合うか、経験の作用が個々の場合について一つ一つ示し、徐々に一般的な知識が形成されるように導くのではないと思われる。むしろ、経験は、自由と力の制約を示すことによって、

自分の自由と力を当然のこととする前習慣的な態度が妥当する範囲の限界を定めると言えよう。そして、この限界を示す経験は、他人、とりわけ自分が育っていく過程で前反省的に信頼し、したがってきた他人との、感情的反応に彩られたやりとりから成り立っている。

自分の身体の運動と前習慣的なもの

いま見たような、力の行使を妨げるものの不在という前習慣的な想定が最初にあり、力の行使に対する障害の経験によって、力がいかなるしかたで制約されているかを学ぶという事情は、自己とその所有のあいだにとどまらず、より広い範囲に及ぶ因果認知にそくしても見て取れる。

自分の身体の運動について考えてみよう。自分の身体は、動きを妨げるものがとくにないかぎり、自由に動かせると、われわれは、前習慣的、非明示的なしかたで想定しているのではないか。そして、自分の身体を思い通りに動かせない場合について、経験によって知るのではないか。

しかし、と言われるかもしれない。とくに妨げるものがないかぎり自分の身体は自由に動かせるという非明示的な想定から出発するなどとどうして考えられようか。人は、生まれ落ちてから相当のあいだ、身体を自由に動かせるというのとは程遠い状態で過ごす。床を這い、周囲の固定したものにつかまって立ち、不確かな足取りで歩き始めるという過程のあいだ、幼い子どもは自分の身体についてどのような想定をもって行動すると言えるのか。

この問いに対して考えてみたいのは次のことである。ある立場、たとえば成人の「健常者」から見て不自由に見える人の身体の動きは、それ自体として本当に不自由なのだろうか。

小さな子どもが床を這って移動するとき、その動きは、二本脚で立って歩くのと比べれば実に不自由に見えるかもしれない。しかし、子どもは、その能力の及ぶ範囲では、動きを妨げる事情がとくにないかぎり、安定した床を支えに、自分の進みたい方向に進むことができる。それぞれの人には、身体能力の程度にかかわらず、妨げるものに出会う気遣いなしにできる一定の範囲の動きがあると言えるのではないか。自分の身体の運動の限界についての気づきは、考えなくてもできている状態では生じず、何かができないということが意識され、できる範囲のことをどのように行なうか考える必要が出てきて、はじめて成立すると思われる。であるとすれば、二本脚で立って歩くことを知らない子どもの身体の動きは必ずしも不自由とは言えないであろう。それは、異なる種の動物のあいだで、それぞれに可能な身体運動のあり方は異なるが、他の種の動物に可能な運動ができない種の動物が、それゆえに不自由であるとは言えないのと同様である。

もちろん、自分の身体が自由に動かせると言っても、たとえば地面の上に立って手足を動かすとき、地面より下の位置に手や足を持って行くことは普通ならできない。しかし、この場合、自分の身体を意図通りに動かすことができるのは、安定した地面が身体を支えてくれているからである。地面は、身体の運動の可能性を限界づけるものであるが、運動の可能性を与えるものでもある。このような安定した地面の存在は、とりあえず無制約なものとして前習慣的、非明示的に想定された自由と力の前提であり、それ自体が、前習慣的、非明示的に想定されていると言える。

身体を動かす自由と力を制約するのは、たとえば地面の凹凸や段差であり、進行方向に立ちふさがる障害物であり、他の人間による制止や介入である。経験は、これら、自由と力の行使に対する障害がいかなるしかたで生じ得るかを教え、無制約で不定型なものとして想定された自由と力を限界づけ、それにかたちを与える。ここに、先に所有という主題に即して見たのと同じ、前習慣的で非明示的な想定と明示的な経験的知識の関係が見て取れる。

さらに、こうした制約に出会うとき、子どもは、その制約を乗り越えるように努力するか、制約を受け入れ、その範囲内で行動するかを選ばなければならない。そして、この選択は、双方の選択肢を明示的に意識した上で、反省的になされるものではあるまい。制約に反発し、それを打ち破る方向に動かすもの、あるいは制約を受け入れ、その制約の促しにしたがって行動の方向を変えるように動かすもの、それは、これまで同様思い通りに動こうとする前反省的な態度の前に立ちふさがりその変更を要求するものに対する、反省を伴わない感情的反応であろう。

身体を介した物体とのかかわりと前習慣的なもの

つぎに、身体を介した身近な物体とのかかわり、たとえば子どもがおもちゃの車を押して床の上で遊ぶ場合を考えてみよう。自分の持ち物という観念を身につける以前に、身の回りの可動的な物体とかかわるこのような行動は始まっていると考えられる。

子どもがおもちゃの車を平坦な床の上で手に持って押して前に進めるとき、車は、子どもの手と腕の運動に連れて進んでいく。ただしこのことには、とくにその進行を妨げる事情がないかぎり、という条件がつく。進行を妨げる事情とは、たとえば、室内に置かれた家具やその他の障害物や、階段や敷居の段差の存在であり、車の軸が錆び付いたり曲がったりしてうまく回転しないことである。ただし、このような事情として何があり得るかを列挙しつくすことは原理的に不可能であろう。子どもは当初、車が自分の予期通りに進行するのを非明示的なしかたで想定し、それを当然のこととする前反省的態度をもって行動する。そして、その予期を裏切って車が障害物に突き当たって停止したり、段差から落下したりするのを経験し、それに感情的に反応することを通じて、こうした可動的な物体の振る舞いと、それらとのかかわりでいかに行動すればよいかについての知識を徐々に形成すると言えるのではないか。

可動的な物体との身体を介したかかわりにおいて何ができ何ができないかということは、日常的な思考の領域のうちで大きな部分を占める問題である。ここでは、自分がある物体を思い通りに動かそうとするときに、どのような障害や制限があるか知ることが、その物体とのかかわりから期待どおりの結果を得るための重要な条件となる。ここでは、床ないし地面が安定しているという想定の上に、物体は、とくにそれを妨げる事情がないかぎり、自分の身体の運動に従って自分の意図どおりに運動し変化すると想定し、それを当然とする態度をもって、人は思考し行動する。そして、自分の意図どおりに物体が振る舞うことに対する障害についての経験にもとづく知識が、物体とのかかわりにおいて実現可能な意図を持ち、適切な手段をとって意図を実現するという行動の成功に導く。ここでも、所有の場合、自分の身体の運動の場合に見たのと同じ、前習慣的で非明示的な想定および態度と明示的な経験的知識の関係が見て取れる。

自分の身体以外の物体の運動と相互作用と前習慣的なもの

自分自身の身体以外の物体どうしの運動と相互作用に即しても、前習慣的で非明示的な想定および態度と明示的な経験的知識との同様の関係が見て取れる。

ここで、この非明示的な想定の内容を、例えば静止している物体は特段の事情がないかぎり静止したままであり、運動している物体は特段の事情がないかぎり同じ運動を続けるというように定式化すれば、それはいかにも洗練されすぎていると思われるであろう。物体の運動について、日常的な了解の範囲にあって驚くに値しないことと、新奇であり注目に値することとの区別のもとにある

想定の内容は明示的に定式化することが困難である。この想定は、通常明示的に意識されないが、さまざまな物体の運動に対して人がとる態度をつうじて示される。それは、人が自分自身の行動と無関係に、客観的世界について行なう想定ではなく、人が周囲の世界とのかかわりで行動するときの基本的態度を規定する。自分の身の回りのものが突然動き出したり、ある方向に進んでいるものが急に向きを変えたりしないことは、床や地面の安定性と並んで、日常の行動を意図通りに行なうための前提である。

自分の身体の運動や身体を介した物体とのかかわりの場合に非明示的な想定を破り、態度変更を要求する要因の一部は、ここでも同じように作用するであろう。物体どうしの相互作用の場合は、これよりも複雑であるが、議論の大枠には影響しないと思われる。ここまで見てきた明示的なものと非明示的なものとの対比はやはり当てはまると言える。

以上、経験が知識を構成する建築ブロックを提供するのではなく、経験は、人間の行動が依存している漠然とした想定群から不具合な部分を削り取っていくことによって、思考の特定の形を規定するという「裏返しの経験主義」の輪郭をある程度示すことができたのではないか。われわれの日常的な思考や行動が前提としている想定の中核にあるのが、自分自身の自由と力の想定であり、これが日常的な思考と行動における基本的な態度を規定する。われわれにとって重要な因果的な力は、何にもまして、自分自身の力であり、また逆に、その力を行使する障害になる他の人間の力である。

付記

本研究は JSPS 科研費 16K02146 の助成を受けている。

また、本稿は、部分的に、2017 年 4 月 22 日の応用哲学会第 9 回年次研究大会および同年 12 月 2 日の京都哲学史研究会における発表をもとにしている。

注

1）伊勢 2017。

2）ヒューム『人間本性論』のテクストの箇所は、略号 ‘T’ に続き、Hume 2007a のパラグラフ番号、および Hume 1978 のページ数で示す。

3）これに対する反論として、この場合に道徳感情を引き起こす観念として、所有の侵害の個別的事例の観念を想定することができないとしても、それに代わって、所有の侵害の一般的観念を想定できるというものが考えられる。しかし、一般的な表示作用をもつ抽象観念についてのヒュームの議論は、ある種のものが不在であるということの一般的な表象をうまく説明できないと思われる。ヒュームは、精神に現前する観念そのものは常に個別的であるが、それが、ある部類に属するものの観念を随意に呼び出す精神の習慣と結びつくことによって、表示作用においては一般的であり得るという。しかし、ある部類のものが一般的に不在であるという表象が、その部類の個別的なものの表象によっていると考えられるであろうか。たとえば、“I do not see anything” という文の理解において、個別的な可視的対象の表象が、可視的対象一般を代表するとは考えにくいと思われる。この点の詳述は他の機会に譲る。

参考文献

Hume David (1978), *A Treatise of Human Nature*, edited by L. A. Selby-Bigge and P. H. Nidditch, Oxford University Press.

---------- (2007a), *A Treatise of Human Nature*, edited by David Fate Norton and Mary J. Norton, Oxford University Press.

---------- (2007b), *A Dissertation on the Passions / The Natural History of Religion*, edited by Tom L. Beauchamp, Oxford University Press.

伊勢俊彦（2017）「経験世界のヒューム的再構成（二）」、『立命館文学』第 651 号、1-12 ページ。

下川潔（1994）「ヒュームのプロパティ概念 -- 因果論による所有権概念の書き換えについて --」、『倫理學年報』第 43 集、35-50 ページ。

Susato, Ryu（2015）, *Hume's Sceptical Enlightenment*, Edinburgh University Press.

（本学文学部教授）